

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成17年新潟県条例第59号)第27条第2項の規定に基づき、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を次のように定める。

平成18年4月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

防犯カメラの設置及び利用に関する指針

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成17年新潟県条例第59号)第27条第2項の規定に基づき、犯罪の防止を目的(副次的に犯罪の防止を目的とする場合を含む。)として設置及び利用する防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 防犯カメラを設置し、または利用する者(以下「設置者」という。)は、防犯カメラの犯罪の防止への有用性と県民等の容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に、その設置及び利用に関し運用するものとする。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 定義

(1) 防犯カメラ

この指針は、次に掲げる公共の場所を撮影する防犯カメラを対象とする。

ア 道路

イ 公園

ウ 広場

エ 海岸

オ 河川

カ 鉄道の駅の自由通路

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影または記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

4 管理体制

(1) 管理責任者等の設置

設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を設置する。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止するものとする。

5 防犯カメラの適正な設置

(1) 設置の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

(2) 設置の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラの設置者や設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

6 画像の適正な取扱

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとし、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用等の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、原則として、最大1ヶ月以内の必要最小限の期間とする。

ウ 画像は、イに定める保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 管理・運用基準の作成

設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。なお、設置者等が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの適正な設置に関すること

ウ 防犯カメラの管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

エ 画像の利用等の制限に関すること

オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正管理の措置に係る次の事項に関すること

(ア) 画像の保存期間及び消去

(イ) 画像の記録された媒体の保管

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(6) 取扱いの周知徹底

設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、この指針及び自ら定める基準において、画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るものとする。

7 その他

この指針で規定された以外の不特定多数の者が出入りする公が管理する公共施設に防犯カメラを設置する場合には、この指針の趣旨に則り、管理運用の基準等を策定するものとする。